

平成20年8月29日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

核燃料物質の加工の事業の変更許可について  
(三菱原子燃料株式会社)

三菱原子燃料株式会社から申請のあった核燃料物質の加工の事業の変更許可について、審査を行った結果、許可の基準に適合していると認められ、原子力委員会及び原子力安全委員会より許可の基準の適用について妥当なものと認められる旨の答申を得、また、文部科学大臣との協議が整ったことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第1項の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社に対し、核燃料物質の加工の事業の変更の許可を行いましたのでお知らせします。

1. 事業所及び施設の名称  
三菱原子燃料株式会社
2. 申請日  
平成19年6月20日（平成19年7月13日付け及び平成20年4月10日付け一部補正）
3. 許可日  
平成20年8月29日
4. 許可の概要
  - ・ 化学処理施設の変更
  - ・ 廃棄施設の変更
  - ・ 貯蔵施設の変更 等

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課 小林、森  
電話：03-3501-3512（直通）  
ホームページ：<http://www.nisa.meti.go.jp>